

「上場企業等の範囲」

上場企業等に該当する場合、連帯保証人が不要になるなどご契約に伴う条件が違います。
上場企業等の範囲は以下のとおりです。

ア．以下に該当する法人またはその法人から50%超の出資を受けている子会社

- 各種証券取引所（外国含む）上場企業および新興市場（グロース市場等）上場企業
- 非上場の生命保険会社・損害保険会社
- 資本金5億円以上の企業
- 農業協同組合法に基づく農協等
※信用事業を実施するものに限る
- 大規模一般社団（財団）法人
- 私立学校法に基づく私立学校
※前年度会計において、私立学校振興助成法に基づく補助金の額が1,000万円以上であるものに限る
- 公益社団（財団）法人
※前年度会計において、収益1,000億円以上、費用および損失の合計額1,000億円以上または負債50億円以上のものに限る
- 社会福祉法人
※前年度会計において、収入10億円以上または負債20億円以上のものに限る
- 医療法人
※前年度会計において、社会福祉法人債を発行する社会医療法人、医療機関債の負債総額100億円以上または1会計年度における発行総額1億円以上もしくは購入人数50人以上のものに限る

イ．国（外国政府含む）、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立された法人、特別の法律により設立された民間法人